

第3部 安全とるおいのある快適空間のまちをつくる

第3部－第4 災害に強いまちづくりの推進

I まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
防災訓練参加者数	16,666人	24,521人	25,500人	27,000人

総合防災訓練及び市民により自主的に行われている訓練への参加者数を示す指標です。市民が「自分達のまちは自分達で守る」ことを目標に、災害時の対応力を強化するために防災訓練への参加者数の増加をめざします。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
建築物の不燃化率	53.7%	54.0%	55.1%	55.7%

建築物の不燃化率(床面積率)を示す指標です。震災等発生後の火災延焼を防ぐため、今後も建築物の不燃化率の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
「防災上重要な公共建築物」の耐震化率	78.9%	87.4%	100%	100%

市内にある防災上重要な公共建築物の耐震化率を示す指標です。市地域防災計画に位置付けられている市災害対策本部を設置する施設及び災害時に避難所を設置する施設である防災上重要な公共建築物について平成30年度までに耐震化率を100%とすることを目標に耐震化を図ります。

II 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 計画の改定と推進

(1)「地域防災計画」の推進	◎ ①「地域防災計画」の推進
(2)「事業継続計画(震災編)」の推進	◎ ①「事業継続計画(震災編)」の推進
(3)「耐震改修促進計画」の改定と推進	◎ ①「耐震改修促進計画」の改定と推進
(4)「国民保護計画」の改定と推進	①「国民の保護に関する計画」の改定と推進

2 災害に強い基盤整備

(1)防災ブロックの形成	◎ ①木造住宅密集市街地の整備事業等の推進
	◎ ②都市計画道路等の整備の促進
	③防災まちづくり意識の普及・啓発
(2)建築物の不燃化・耐震化等の促進	◎ ①特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進
	②老朽住宅の建替え誘導
	③木造住宅耐震診断・改修助成事業の実施
	④防火地域等の指定の拡大
(3)オープンスペースの確保と道路空間の防災化	①緑と水の回遊ルート整備に伴う都市の防災化
	②ブロック塀の生け垣化、接道部緑化の推進
	③細街路整備の推進
	④防災公園、避難ルートの整備
	⑤災害時に活用可能な農地の拡充
(4)都市型水害対策の推進	◎ ①都市型水害対策の推進 (「第4部－第3 水循環の促進」参照)

3 防災拠点の整備・防災機能の強化

(1) 防災拠点の整備と防災機能の強化	◎ ①新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業の推進 (「第2部-第6 再開発の推進」参照)
	◎ ②災害対策本部活動拠点整備と防災センター機能の拡充による危機管理能力の向上
	◎ ③在宅避難者等の支援に向けた災害時在宅生活支援施設整備とミニ防災ひろばづくりの促進
(2) 災害対策物資の備蓄	①災害対策用備蓄倉庫及び物資の充実 ②災害時トイレの整備・充実
(3) 消防力の整備	◎ ①消防団を中核とした地域防災力の充実強化
	②消防団本部活動拠点の整備
	③消防ポンプ車更新
	④消防力強化要請
	⑤防火貯水槽の整備
(4) 公共施設の防災拠点化	◎ ①公共施設のさらなる耐震化の推進
	◎ ②学校施設、コミュニティ・センター、公会堂などの防災拠点化の推進
(5) ライフラインの確保	①非常時の応急給水施設設備の整備
	②下水道の耐震化の推進
	③電気・ガス・通信施設の耐震化推進の要請
(6) 防災情報システムの整備	◎ ①防災行政無線の拡充・更新と運用強化
	◎ ②災害情報・被災者支援システムの構築と運用
	③情報通信技術等を活用した多様な防災情報システムの整備
	④防災拠点間のネットワーク化の推進

4 防災コミュニティづくり

(1) 自主防災組織及び各種コミュニティによる地域防災力の強化	◎ ①避難所運営体制の強化
	※ ②自主防災組織の活性化と地域の防災化施策の推進
	③防災情報の積極的提供・防災意識の啓発
(2) 外国籍市民等への支援	◎ ①災害時・緊急時の対応の強化 (「第1部-第1 国際化の推進」参照)
(3) 男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進	※ ①男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進 (「第1部-第3 男女平等社会の実現」参照)
(4) 災害時要援護者対策の推進	◎ ①実効的な避難行動要支援者名簿の運用方策の確立
	◎ ②災害時避難行動要支援者支援事業の推進 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
(5) 防災まちづくりのためのネットワーク化の推進	※ ①関係機関、民間企業との連携
	※ ②地域団体及び各種活動団体との連携
	③災害に活かせる技術等を持った人材の発掘と連携
(6) 防災訓練の推進	◎ ①防災訓練の多様化
	②防災キャンプの実施
(7) 防災教育の推進	◎ ①防災出前講座の実施と市民防災協力員の育成
	②防災講演会等による防災意識の啓発

5 推進体制の整備

(1) 危機管理体制の強化	◎ ①児童施設等の災害時における危機管理体制の整備 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照)
	◎ ②学校における災害時の危機管理体制の構築と防災拠点としての機能強化 (「第6部-第4 「安全で開かれた学校環境の整備」参照)

	※ ③多様な事態への対応に向けた危機管理体制の強化
	※ ④「学校活動(教育活動)に関する事業継続計画」の策定と推進
	⑤災害対策本部の体制強化
	⑥平常時業務継続に向けた危機管理対策の確立
	⑦職員の危機管理能力及び防災行動力の向上
(2)情報伝達体制の確立	※ ①緊急時の市民への情報伝達体制の確立
(3)災害時緊急医療体制の整備	※ ①病院・医師会等との連絡・協力体制の強化
	※ ②災害時医療体制の充実
(4)ライフライン確保に向けた応急対応	※ ①非常時の応急給水体制の確立
	※ ②停電時の対応体制の検討
(5)帰宅困難者支援体制の整備	※ ①帰宅困難者対策の強化
(6)ボランティア等との連携	①災害ボランティア等の受け入れ体制の推進
(7)国・東京都・近隣自治体との連携強化	①近隣自治体等の連携体制の強化
(8)姉妹市町・友好都市等との連携強化	①相互広域応援体制の強化
(9)自動体外式除細動器(AED)の配置	①自動体外式除細動器(AED)の配置

Ⅲ 主要事業

1-(1)-① 「地域防災計画」の推進

新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業による防災拠点整備、「事業継続計画(震災編)」の策定、東日本大震災の教訓を踏まえた震災時緊急対応体制の確立、さらに、東日本大震災を反映した国の「防災基本計画」及び「東京都地域防災計画」などの改定を踏まえて改定した「地域防災計画」を推進します。

1-(2)-① 「事業継続計画(震災編)」の推進

「事業継続計画(震災編)」を運用するため、事業継続管理(BCM)を推進します。また、非常時優先業務の継続に必要なマニュアル等を整備し、マニュアルに従い通常業務の継続のための実動訓練や各非常配備態勢下での実践的な訓練を実施し、非常時優先業務に即応できる職員の能力向上に取り組む等、同計画の推進を図るとともに、これらの成果の検証を踏まえて、必要に応じて同計画の見直しを行います。

1-(3)-① 「耐震改修促進計画」の改定と推進

「耐震改修促進計画」については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正及び「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」の施行による沿道建築物の耐震化の推進、さらに、「東京都耐震改修促進計画」の改定を踏まえ、対象建築物の耐震化をより一層計画的に進めていくため、同計画の改定を行います。

2-(1)-① 木造住宅密集市街地の整備事業等の推進

2-(1)-② 都市計画道路等の整備の促進

災害に強いまちづくりの前提となる都市構造上の課題として、都市計画道路等で囲まれた「防災ブロック(まちづくりブロック)」を形成することにより延焼遮断帯や避難ルート等を確保し、震災時でも自分の生活圏の安全が確保できるまちづくりが必要です。

東京都の調査においても火災危険度が高い地域とされる上連雀二丁目、五丁目地域や、木造家屋が密集し、狭い道路が多い井の頭地区等の災害危険度の高い地域を都市の再構築として地

域全体の不燃化を進めるような地区計画の導入や都市計画道路等の整備を促進をしていく必要があります。調布保谷線や東八道路などの都市計画道路等の整備促進による延焼遮断帯としての機能向上や、狭あい道路の拡幅による防災機能の向上を図ります。

2-(2)-① 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

震災発生時においても、「緊急輸送道路」の機能を確保するため、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、同条例により指定された特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を図ります。平成 23 年度から 27 年度までは耐震診断及び診断結果に基づいた補強設計の促進を図り、平成 24 年度から 28 年度までは、補強設計に基づいた耐震改修施工の促進を図ります。

3-(1)-② 災害対策本部活動拠点整備と防災センター機能の拡充による危機管理力の向上

災害発生時の市災害対策本部の迅速な活動及び機能の強化とともに、警察、消防、医療機関をはじめとする防災関係機関との連携を図るため、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業の中で、災害情報システム等を備え、災害対策本部及び消防団本部等の防災センター機能を持った活動拠点を整備します。

この施設に集約される組織や設備が、災害時に平常時の施設利用から機能を転換し、市災害対策本部、災害ボランティアセンター本部、災害医療対策実施本部等の役割を果たすことができるよう防災機能の強化を図るとともに、防災関係機関との間で強固なネットワークを構築することで、災害に強いまちづくりを進めていきます。

3-(1)-③ 在宅避難者等の支援に向けた災害時在宅生活支援施設整備とミニ防災ひろばづくりの促進

災害等発生時に自宅等で避難生活をする市民の生活支援を行うため、災害時在宅生活支援施設や防災機能を持った公園等のミニ防災ひろばの整備を行い、地域住民がこれら施設を拠点として防災活動や訓練等の実施の場として活用することにより、市民の自助及び地域の共助の強化を進めていきます。

3-(3)-① 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行を受けて、消防団の装備品の拡充や消防団員の確保に向けた、消防団協力事業所の拡充や学生消防団活動認定制度の活用等により消防団が活動しやすい体制を整えとともに、地域の防災リーダーとしての役割を担うことで、地域防災力の充実強化に繋げていきます。

3-(4)-① 公共施設のさらなる耐震化の推進

3-(4)-② 学校施設、コミュニティ・センター、公会堂などの防災拠点化の推進

「地域防災計画」に位置付けられている市災害対策本部を設置する施設及び災害時に避難所を設置する施設である学校等の「防災上重要な公共建築物」について、平成 30 年度までに耐震化率を 100%とすることを目標に耐震化を図ります。また、「特定建築物(注1)」、「防災上重要な公共建築物」以外の施設についても、耐震診断の実施・耐震化を促進します。

学校、コミュニティ・センター、公園、地区公会堂等については、炊き出しやトイレ提供を行うとともに、生活必需品を配布するなど、災害時に自宅で避難生活を送る被災市民等の生活を支援する生活支援施設としての機能向上を図ります。

(注1)特定建築物:耐震改修促進法において、学校・保育所・福祉施設等の用途に供し、一定規模を有する建築物のことで。

3-(6)-① 防災行政無線の拡充・更新と運用強化

東日本大震災後の計画停電の際に防災無線放送を実施した時の音声伝達状況の検証結果を踏まえて、放送が聞こえにくい地域への情報伝達の確実性の改善を図るため、防災行政無線拡声子局の増設等の再検討を行います。また、防災拠点や関係機関との連絡手段確保のため、MCA 無線システム(注2)の増設とその機能を最大限活用できるよう定期的に通信訓練を実施し、システムの運用体制の強化を図ります。

また、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)への設備の移転に合わせて、防災行政無線用の非常用電源設備を更新していきます。

(注2)MCA無線システム:業務用無線の一つで、制御局を共同で利用する無線システムで、利用者は同じ識別番号を持つ会社等のグループ単位で交信できるシステムです。

3-(6)-② 災害情報・被災者支援システムの構築と運用

新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備にあたっては、地震等の大規模災害が発生した際に、市内の被害状況、救出救援に関する情報、被災者の避難状況等、災害対策本部で必要な情報をいち早く収集、整理するシステムを導入します。あわせて、安否確認、り災証明の発行などに速やかに対応できるシステムを構築します。

4-(1)-① 避難所運営体制の強化

災害発生後、速やかな避難所開設、円滑な避難所運営が行えるよう、「避難所運営連絡会」を随時開催し、災害発生時に即応できる体制及び対応力を強化します。また、避難所を効率的かつ適切に運営するため、避難所開設・運営訓練を行い、課題を抽出のうえ避難所を運営マニュアルの見直しを行います。

4-(4)-① 実効的な避難行動要支援者名簿の運用方策の確立

災害時における避難行動要支援者名簿を効率的に活用するため、防災関係機関と運用方法の検討を行います。また、町会等に事前提供されている同名簿に基づき支援を行う避難支援等関係者の拡充を図ります。

4-(6)-① 防災訓練の多様化

災害時の防災行動力向上のため、自主防災組織を中心に警察、消防等関係機関・団体・施設と連携するとともに、特に地域の核となる小・中学校との連携を強化していきます。訓練についても、実際の災害から生命・身体・財産を守るための多様な訓練を検討のうえ実施するとともに、訓練の参加率向上を図ります。さらに、警察、消防、自衛隊等と連携した広域的な防災訓練への取り組みも進めます。

4-(7)-① 防災出前講座の実施と市民防災協力員の育成

市民のニーズに応じた防災出前講座を積極的に開催し、市民の自助及び地域の共助等の防災力強化を図るとともに、平常時の地域の防災活動の推進や災害時に正確な情報提供を行う人財として、災害活動経験者や消防団OB等を中心とした市民防災協力員の育成に取り組みます。

IV 推進事業

4-(1)-② 自主防災組織の活性化と地域の防災化施策の推進

町会・自治会等を中心に活動している自主防災組織に加え、避難所運営連絡会のほか、PTA、オヤジの会など小・中学校を核として活動している団体・組織の防災活動を推進することで、市民防災力を高めるとともに、地域防災ネットワークを広げ、地域防災力を強化します。

4-(5)-① 関係機関、民間企業との連携

被害を最小限に抑えるため、警察、消防等関係機関及び民間企業と災害時応援協定の締結等により、日頃からの備えや災害時の役割分担などについて取り決め、協力体制を構築します。また、応援協定に基づく各種訓練の実施などを通じ、災害時にそれぞれの団体が最大限の機能を発揮できるように連携を深めます。

4-(5)-② 地域団体及び各種活動団体との連携

日頃の自主的な活動等とおし蓄積された地域団体のネットワークや組織力を災害時に活かすため、様々な地域団体との防災パートナーシップを協定するなどし、防災コミュニティの形成を図り、連携を強化します。

5-(1)-③ 多様な事態への対応に向けた危機管理体制の強化

地震災害のほかに、都市型水害をもたらすゲリラ豪雨、新型インフルエンザ、食品偽装、振り込め詐欺、子どもを狙った犯罪の発生など、生活の安全を脅かす多くの事件・事象が発生しています。これらの起こりうる多様な事態に迅速かつ的確に対応するために危機管理体制の充実が必要です。危機管理体制については、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備にあわせて、危機管理担当組織の見直しを含め、危機管理体制を強化します。

5-(1)-④ 「学校活動(教育活動)に関する事業継続計画」の策定と推進

震災等の大規模災害時には小・中学校は地域の防災拠点として、一時避難場所・避難所として位置付けられています。

災害の規模が大きい場合には避難所の設置が長期間にわたることが予測されることから、学校活動(教育活動)の早期復旧を実現し、児童・生徒の安全安心を確保するため、学校分野に関する「事業継続計画(震災編)」の策定とともに、そのための体制整備に取り組みます。

5-(2)-① 緊急時の市民への情報伝達体制の確立

災害時や災害の発生が予測される時に、市民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災行政無線やICT(情報通信技術)(注3)の活用とともに、日頃の地域コミュニティのネットワーク等の活用により、すべての市民に情報が迅速に伝達できる方法について検討し確立します。

(注3)ICT:情報や通信に関連する技術一般の総称のことで、一般的には「情報通信技術」のことを指しています。

5-(3)-① 病院・医師会等との連絡・協力体制の強化

5-(3)-② 災害時医療体制の充実

病院や医師会等との連携を強化しながら、災害時の医療救護所や病院の運営方法について協議していきます。また、災害時医療体制の充実に向け、防災訓練等においても医師会等の関連機関と災害時医療体制のあり方などについて検証を進めていきます。

5-(4)-① 非常時の応急給水体制の確立

平常時に水道事業を行う東京都水道局と連携し、非常時における応急給水体制の確立を図ります。東京都水道局と連携して、災害時の飲料水を確保するため応急給水体制の充実を図り、震災に強い体制づくりを進めます。

5-(4)-② 停電時の対応体制の検討

東日本大震災を踏まえ、発災直後の停電や計画停電に備え、公共施設利用者の安全確保や市民生活に不可欠な市施設の継続運用を図るための取り組みを進めます。また、東京電力等と連携し、市民への適切な情報伝達を図ります。

5-(5)-① 帰宅困難者への対応の強化

東日本大震災の教訓から、震災等直後から発生する帰宅困難者への対応について、東京都の対策も踏まえて、的確な情報伝達、物資及び一時滞在施設の提供などの支援体制の確立を図ります。